

くいが、万一意思に反すると
いうことになる。債務引受自
体が無効となるので、相続人
全員を当事者として免責的債
務引受契約を締結すべきであ
る。

免責的債務引受のメリット
は、引受人だけが債務者とな
ることから時効管理において
引受人だけを管理すればよい
という点である。他方、デメ
リットとしては、引受人と債
権者だけでなく、他の相続人
全員の合意が必要とされるた
め煩瑣である点、及び相続さ
れた債務に保証人や第三者提
供の担保が付されていたとき
に引受け後も効力を維持させ
るためには、保証人や担保提
供者の同意が必要とされる点
である(注8)。

② 併存的債務引受

併存的債務引受とは、従来
の債務者が引続き債務者とし
て存続することともに、引受
人がその債務関係に加入して、

従来の債務者と連帯債務を負
担するという関係になる契約
である。

本件ケースにおいて、Cが
B及びDの各債務について併
存的債務引受を行うと、Cは
1000万円、Bは500万
円、Dは250万円の各債務
を負担することとなる。Cが
従前負担していた250万円
の債務についてはCの単独債
務であり、Bの500万円の
債務分についてはB及びCの
連帯債務に、またDの250
万円の債務分についてはC及
びDの連帯債務にそれぞれな
る。このように併存的債務引
受では、引受けられた債務の
債務者は依然として債務者の
地位にとどまるので、免責的
債務引受と異なり、共同相続
人の一人のみに債務を承継さ
せることにはならない。

併存的債務引受のメリット
は、債権者と引受人だけの合
意でも締結できる点(他の相

て別段の措置を講じなければ
ならないということはない。

(注1) そもそも相続開始前に被
相続人が債務超過に陥ってい
た場合、相続人としては相続
のメリットがないので相続放
棄することが多い。そのため、
債権者にとって検討を要する

のは、被相続人において積極財
産が消極財産を上回っており
回収可能性があったにもかか
らず、相続によりその回収可
能性が損なわれる場合である。

(注2) 推定相続人とは、相続が
開始した場合に相続人となる
べき者をいう(民法892条)。

(注3) 大判大正9年12月22日
民録26輯2062頁、最判昭
和30年5月31日民集9巻6号
793頁、最判平成17年10月
11日民集59巻8号2243号
(注4) 最判昭和29年4月8日
民集8巻4号819頁

(注5) 中務嗣治郎監修「新金
融実務手引シリーズ」融資管
理」49頁(金融財政事情研究
会、2005)

(注6) 東京高決昭和56年6月

19日判タ452号158頁

(注7) 遺産分割協議が詐害行為
に該当するとされた事例とし
て、神戸地判昭和53年2月10
日金法876号32頁、最判平
成11年6月11日金法1560
号26頁等がある。

(注8) 免責的債務引受が行わ
れ、債権者が変更した場合に
は、債権の実質的な価値に変
動をきたしこれを保証した者
の責任に重大な影響を及ぼす
ので、保証人や担保提供者の
同意がなければ、その保証や
担保は移転しないと解されて
いる(伊藤眞、中務嗣治郎は
か編集「新訂」貸出管理回収
手続双書 貸出管理」298
頁(金融財政事情研究会、2
010)。

(注9) 大判昭和5年12月4日
民集9巻12号1118頁
(注10) 鈴木正和・両部美勝「相
続と債権保全対策 新版」44
頁(金融財政事情研究会、2
006)

(増田パートナーズ法律事務所)

続人の合意は必要がない点)、
及び相続された債務に付され
ていた保証人や第三者提供の
担保が保証人や担保提供者の
同意を必要とせずそのまま残
るという点である。他方、デ
メリットとしては、全相続人
が債務者として残るので時効

3 手形貸付の場合の留意点

本件ケースに関連して、被
相続財産が手形貸付であるこ
との影響について検討する。

本件ケースでは、X銀行は
Aに対して手形貸付を行って
いることから、生前のAは民
法上の消費貸借契約に基づく
貸金返還債務とは別に手形債
務を負担していたこととなる。
この手形債務の扱いが問題と
なり得る。もともと、手形債
務も一般の金銭債務と同様相
続により分割されることとな
り、各共同相続人は連帯責任
を負うということにはならな

管理が煩瑣となるという点で
ある。

以上が、債権者の取り得る
手段であるが、いずれの方法
が適切であるかは、事案の詳
細な性質によっても異なって
くるのであり、その選択
は、慎重に行う必要がある。

い(注9)。また、手形債務者
について相続が開始したから
といって、すでに銀行で取得
している手形について、とく
に手形上に手を加える必要は
ない(注10)。

したがって、結論としては、
X銀行としては、共同相続人
間において債務引受等の手当
てがない限り、すでに取得し
ている手形をもって、B、C
及びDに対してそれぞれ50
0万円、250万円、250
万円請求することとなるにす
ぎず、手形貸付だからといっ

銀行研修社通信教育のご案内

SCO マスター講座

田路至弘 監修

【日本FP協会継続教育認定講座】【一般社団法人金融検定協会コンプライアンス・オフィサー(SCO)検定試験対応】

営業店の次長や課長といった管理職を対象に、コンプライアンスの実務知識を事例形式にて学習する講座です。また、一般社団法人金融検定協会実施の「コンプライアンス・オフィサー(SCO)検定試験」のカリキュラムに完全準拠しているため、試験対策講座として最適です。

4ヵ月コース、テキスト4冊、レポート4回 販売価格17,800円(税込)

ACO マスター講座

小田大輔 監修

【一般社団法人金融検定協会コンプライアンス・オフィサー補(ACO)検定試験対応】

営業店の主任や課長代理等の初級管理職を対象に、知っておかなければならない法令等の知識を網羅・解説するとともに、業務上直面するコンプライアンス事例を重点的に採り上げ、その留意点を解説しています。また、一般社団法人金融検定協会実施の「ACO(コンプライアンス・オフィサー補)検定試験」のカリキュラムに完全準拠しています。

3ヵ月コース、テキスト3冊、レポート3回 販売価格13,800円(税込)

〒170-8460 東京都豊島区北大塚3-10-5

株式会社 銀行研修社
URL: <http://www.ginken.jp>

TEL(03)3949-4101代
FAX(03)5567-1733